

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|-------|---------------------------|
| 選挙第1号 | 議長の選挙について |
| 選挙第2号 | 副議長の選挙について |
| 選任第1号 | 常任委員会委員の選任について |
| 選任第2号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 選挙第3号 | 菊池環境保全組合議会議員の選挙について |
| 選挙第4号 | 菊池広域連合議会議員の選挙について |
| 選挙第5号 | 大津町西原村原野組合議会議員の選挙について |
| 選挙第6号 | 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について |
| 同意第1号 | 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて |

議 事 日 程（第 1 号） 平成 2 5 年 3 月 1 日（月） 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について

追加議事日程（第 1 号の追加 1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙について

日程第 5 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について

日程第 6 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 議長の常任委員辞任について

日程第 8 選挙第 3 号 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

日程第 9 選挙第 4 号 菊池広域連合議会議員の選挙について

日程第 1 0 選挙第 5 号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙について

日程第 1 1 選挙第 6 号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

追加議事日程（第 1 号の追加 2）

日程第 1 2 同意第 1 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○事務局長（府内隆一君） おはようございます。事務局長の府内です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の手嶋靖隆議員をご紹介します。

○臨時議長（手嶋靖隆君） おはようございます。

ただいま紹介されました手嶋靖隆です。

地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、平成 2 5 年第 1 回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、説明のために出席する職員の総務部総務課長、田中令児君、会計管理者兼ねて会計課長、徳永 太君より遅参の届けがあつておりますので報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

町長家入 勲君からご挨拶の申し出がっております。この際これを許します。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。まずは、お喜びを申し上げたいと思います。

先般の天津町議会議員一般選挙におきまして、厳しい選挙の中、本日ご出席の16名の皆様方が、めでたく当選の栄誉を得られましたことにつきまして、心からお喜びを申し上げます。

また、私も町長3期目として、引き続き町長の重責を担うことになり、非常に身の引き締まる思いでございます。この場を借り増して厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様方におかれましては、かねてより町政の全般にわたり、多大なるご指導、ご援助を賜りまして、天津町の人口も増加を続け、3万3千人を超え、着実に発展していますことにつきまして、ここに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

昨年は、7月12日の九州北部豪雨において、今までに経験したことのない大雨により甚大な被害が発生し、天津町においても避難勧告を出すなど、河川流域をはじめ、多くの地域で被害が出たところ です。

町におきましても、災害の復旧のために専任の部署を設置し、また町独自の補助制度を設けさせていただき、1日も早い災害の復旧に向けて取り組みをしているところです。

国におきましては、昨年の衆議院議員選挙により政権が交代し、緊急経済対策がなされているところであり、長引くデフレ、円高脱却できるものと期待しておりますが、一方、町の経済状況につきましては、法人税に頼るところが大きく、企業の業績に左右されるため、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。そのような状況の中、議員の皆さんや町民の皆さんとともに知恵を出し、汗を流し、創意工夫を重ね、協働のまちづくりを進めることにより、未来に夢と希望を抱くことができるものと考えています。

議員の皆さんにおかれましては、「みんなでつくろう 元気 天津」「人と自然にやさしい 心かよいあうまち」の実現に向けまして、天津町政の発展のためご配慮、ご協力賜りますよう心からお願い申し上げます。

なお、町政の施政方針につきましては、3月の定例会で申し述べたいと存じますので、本日は議員各位の当選のお喜びと、今後のご指導ご協力をお願いいたしますものがございます。誠にありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

○臨時議長（手嶋靖隆君） しばらく休憩をします。

執行部は退席を願います。なお、企画部企画課長杉水辰則君、総務部総務課行政係長藤本聖二君、並びに企画部企画課財政係長兼ねて行革推進係長白石浩範君は、お残り願います。

午前10時2分 休憩

△

午前10時3分 再開

○臨時議長（手嶋靖隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（手嶋靖隆君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（手嶋靖隆君） 日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（手嶋靖隆君） ただいまの出席議員は16人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤真二君及び松田純子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○臨時議長（手嶋靖隆君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（手嶋靖隆君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（手嶋靖隆君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（府内隆一君）

[点呼]

1番 金田 英樹議員 2番 豊瀬 和久議員 3番 佐藤 真二議員

4番 松田 純子議員 5番 桐原 則雄議員 6番 山本 重光議員

7番 本田 省生議員 8番 府内 隆博議員 9番 吉永 弘則議員

10番 源川 貞夫議員 11番 大塚龍一郎議員 12番 坂本 典光議員

13番 手嶋 靖隆議員 14番 永田 和彦議員 15番 津田 桂伸議員

16番 荒木 俊彦議員

○臨時議長（手嶋靖隆君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（手嶋靖隆君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤真二君及び松田純子さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（手嶋靖隆君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

大塚龍一郎君 11票

永田 和彦君 2票

坂本 典光君 2票

荒木 俊彦君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、大塚龍一郎君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（手嶋靖隆君） ただいま議長に当選された大塚龍一郎君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいまから大塚龍一郎議長のご挨拶があります。

○議長（大塚龍一郎君） 皆さんおはようございます。まずもって、今回の議会議員一般選挙におきまして、ご当選されました皆様方に心よりお喜び申し上げます。なお、任期でご勇退されました大田黒前議長の在任中のご苦勞、ご努力並びにご功績に対しまして満腔の敬意と謝意を申し上げ、今後のご清栄を心よりご祈念申し上げるところでございます。

このたびの議長選挙におきましては、議員各位の皆様のご支持を得まして、栄えある大津町議会議長に選任いただきまして誠にありがとうございました。もとより微力ではございますが、各位のご指導、ご協力を仰ぎ、新たな意欲と抱負のもとに円滑なる議会運営と、町政伸張のため全力を尽くす所存でございます。何とぞ今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。簡単ではございますが議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（手嶋靖隆君） 大塚龍一郎議長、議長席におつき願います。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時23分 休憩

△

午前10時32分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議席に配付しました追加議事日程のとおり、日程の追加をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、日程の追加を決定しました。

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第1 議席の指定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議席に配付しました議席表のとおり指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番金田英樹君、2番豊瀬和久君を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（大塚龍一郎君） ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に桐原則雄君及び山本重光君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（大塚龍一郎君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（大塚龍一郎君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（府内隆一君）

[点呼]

1番 金田 英樹議員 2番 豊瀬 和久議員 3番 佐藤 真二議員

4番 松田 純子議員 5番 桐原 則雄議員 6番 山本 重光議員

7番 本田 省生議員 8番 府内 隆博議員 9番 吉永 弘則議員

10番 源川 貞夫議員 11番 坂本 典光議員 12番 手嶋 靖隆議員

13番 永田 和彦議員 14番 津田 桂伸議員 15番 荒木 俊彦議員

16番 大塚龍一郎議員

○議長（大塚龍一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

桐原則雄君及び山本重光君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（大塚龍一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち、

手嶋 靖隆君 10票

荒木 俊彦君 5票

永田 和彦君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、手嶋靖隆君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（大塚龍一郎君） ただいま議長に当選されました手嶋靖隆君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいまから手嶋靖隆副議長のご挨拶があります。

○副議長（手嶋靖隆君） ただいま副議長に選任いただきましてありがとうございました。今後、国内的に厳しい情勢の中で、また議会におきましても変革の時期に来ております。今後、町民と一体となった行革を推進していかなければならないと思います。議長を補佐しながら議会運営が円滑にいきますように努力してまいりたいと思います。皆さん方のご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます、ご挨拶に代えます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時48分 休憩

△

午後0時02分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することと決定いたしました。

た。

ご連絡いたします。

委員会条例第9条第1項の規定によって、各常任委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

各常任委員会の会議室をご案内いたします。

総務常任委員会はA室です。

文教厚生常任委員会は大会議室です。

経済建設常任委員会はC室です。

以上のとおりです。

念のため申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていますので、よろしく願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後0時03分 休憩

△

午後1時25分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をします。

各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので報告します。

総務常任委員会委員長 荒木俊彦君

総務常任委員会副委員長 府内隆博君

文教厚生常任委員会委員長 源川貞夫君

文教厚生常任委員会副委員長 坂本典光君

経済建設常任委員会委員長 永田和彦君

経済建設常任委員会副委員長 吉永弘則君

報告を終わります。

日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ご連絡いたします。

委員会条例第9条第1項の規定によって、委員会を開いて正副委員長の互選をお願いします。委員会の会議室をご案内いたします。A室です。

念のため申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていますのでよろしくお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時28分 休憩

△

午後1時33分 再開

○副議長（手嶋靖隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議長の常任委員辞任について

○副議長（手嶋靖隆君） 日程第7 議長の常任委員辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大塚龍一郎君の退場を求めます。

大塚龍一郎議長から常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（手嶋靖隆君） 異議なしと認めます。

したがって、大塚龍一郎議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

大塚龍一郎君の入場を求めます。

○副議長（手嶋靖隆君） しばらく休憩いたします。

午後1時35分 休憩

△

午後1時38分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので報告します。

議会運営委員会委員長 津田桂伸君

議会運営委員会副委員長 坂本典光君

報告を終わります。

日程第 8 選挙第 3 号 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第 8 選挙第 3 号 菊池環境保全組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池環境保全組合議会議員に、吉永弘則君、源川貞夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました吉永弘則君、源川貞夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました吉永弘則君、源川貞夫君が菊池環境保全組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました吉永弘則君、源川貞夫君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 9 選挙第 4 号 菊池広域連合議会議員の選挙について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第 9 選挙第 4 号 菊池広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

菊池広域連合議会議員に、大塚龍一郎君、手嶋靖隆君、津田桂伸君、桐原則雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大塚龍一郎君、手嶋靖隆君、津田桂伸君、桐原則雄君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大塚龍一郎君、手嶋靖隆君、津田桂伸君、桐原則雄君が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大塚龍一郎君、手嶋靖隆君、津田桂伸君、桐原則雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第10 選挙第5号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第10 選挙第5号 大津町西原村原野組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大津町西原村原野組合議会議員に、本田省生君、佐藤真二君、豊瀬和久君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました本田省生君、佐藤真二君、豊瀬和久君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました本田省生君、佐藤真二君、豊瀬和久君が大津町西原村原野組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました本田省生君、佐藤真二君、豊瀬和久君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第11 選挙第6号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第11 選挙第6号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大津菊陽水道企業団議会議員に、永田和彦君、坂本典光君、府内隆博君、山本重光君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました永田和彦君、坂本典光君、府内隆博君、山本重光君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました永田和彦君、坂本典光君、府内隆博君、山本重光君が大津菊陽

水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました永田和彦君、坂本典光君、府内隆博君、山本重光君が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。
しばらく休憩します。

午後1時45分 休憩

△

午後1時50分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、家入町長から同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、日程第12として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号を日程に追加し、日程第12として議題とすることに決定しました。

追加議事日程（第1号の追加2）

日程第12 同意第1号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚龍一郎君） 追加日程第12 同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、府内隆博君の退場を求めます。

〔府内隆博君退場〕

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 本臨時会に提案いたしました案件につきまして、提案の理由を申し上げます。

同意第1号、「大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、大津町議会議員の改選により、新たに監査委員を選任する必要がありますので、府内隆博様を議会選出の監査委員として選任いたしたいと存じます。

府内隆博様は、識見も豊富であり、監査委員として適任であると存じます。選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

府内隆博君の入場を許します。

〔府内隆博君入場〕

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、府内隆博監査委員のご挨拶があります。

○監査委員（府内隆博君） こんにちは。ただいま大津町の監査委員に皆さん方から推さっていただきまして、これからまた大津町の監査を厳正かつ慎重に行っていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成25年第1回大津町議会臨時会を閉会します。

午後1時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月1日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

臨時議長 手嶋 靖隆

大津町議会議員 金田 英樹

大津町議会議員 豊瀬 和久